



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

790	令和2年度和歌山県総合防災情報システム(衛星系、映像系その他付帯設備)調査及び設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(防災企画課)..... 2
791	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 5
792	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 5
793	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課)..... 6
794	公共測量の実施	(技術調査課)..... 7
795	〃	(〃)..... 7
796	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 7
797	〃	(〃)..... 8
798	〃	(〃)..... 8
799	〃	(〃)..... 8
800	〃	(〃)..... 9
801	〃	(〃)..... 9
802	〃	(〃)..... 9
803	〃	(〃)..... 10
804	〃	(〃)..... 10
805	〃	(〃)..... 10
806	〃	(〃)..... 11
807	〃	(〃)..... 11
808	〃	(〃)..... 12
809	〃	(〃)..... 12
810	〃	(〃)..... 12
811	〃	(〃)..... 13
812	〃	(〃)..... 13
813	〃	(〃)..... 13
814	〃	(〃)..... 14
815	〃	(〃)..... 14
816	〃	(〃)..... 14
817	〃	(〃)..... 15
818	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等の公表	(河川課)..... 15
819	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 15
820	〃	(〃)..... 16
821	和歌山県立中学校学習者用コンピュータ貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会)..... 16
822	和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ貸借業務に係る一般競争入札に参加す	

る者に必要な資格等	(").....	18
823 一般競争入札による落札者の決定	(").....	21
○ 公告		
軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	22
入札公告	(教育委員会).....	22
〃	(").....	25
○ 正誤		
令和2年6月5日付け和歌山県報第112号和歌山県告示第788号中	 28

告 示

和歌山県告示第790号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年度和歌山県総合防災情報システム（衛星系、映像系その他付帯設備）調査及び設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和2年度和歌山県総合防災情報システム（衛星系、映像系その他付帯設備）調査及び設計業務委託

(2) 契約期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を全て満たしている者とする。

なお、この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、その構成員は、(1) から (8) までの要件を全て満たす者であって、(9) から (12) までの要件のうち少なくとも1つの要件を満たす者であることとし、構成員全体で次の要件を全て満たすこと。ただし、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

また、その構成員のうち (9) の要件を満たす者をコンソーシアムの代表者とし、その構成員には和歌山県の区域内に本店を有し、かつ、資格審査申請時点で有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格又は和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務入札参加資格を有する者を少なくとも1者含んでいること。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 自治法令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当する者についてはこの限りでない。

イ 自治法令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限り

でない。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和2年6月9日現在において1年以上の営業経験を有すること。
- (7) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者
- (9) 平成16年4月1日から令和2年6月9日までの間に、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「LASCOM」という。）が運営する地域衛星通信ネットワーク（以下単に「地域衛星通信ネットワーク」という。）に加入する20局以上の地球局設備（Very Small Aperture Terminal（超小型地球局。以下「VSA T」という。）を含む。）で構成する衛星通信システムの実施設計業務を受注し、履行した実績を有する者であること。
- (10) 平成16年4月1日から令和2年6月9日までの間に、国、地方公共団体又は公団等が構築する移動系無線システム（基地局回線制御装置、3局以上の基地局無線設備及び10台以上の基地局遠隔制御器を通信回線で接続し、これらの設備と、電波により基地局無線設備と直接通信する50台以上の車載型又は携帯型無線装置とで構成する無線通信システムをいう。以下同じ。）に係る実施設計業務を受注し、履行した実績を有する者であること。
- (11) 次のア及びイの条件を満たす技術者を継続して雇用し、管理技術者として配置できる者であること。
- なお、複数名の技術者を配置することにより条件を満たす場合は、代表する1名を管理技術者とし、その他の技術者を担当技術者とする。
- ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により技術士（電気・電子部門）の登録を

受けている者

イ 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第1号イに掲げる第一級総合無線通信士、同項第4号イに掲げる第一級陸上無線技術士又は同号ロに掲げる第二級陸上無線技術士のいずれかの無線従事者の資格を有する者

(12) 平成16年4月1日から令和2年6月9日までの間に、次のア又はイのいずれかに係る実施設計業務の管理技術者若しくは照査技術者として業務を行った実績のある技術者を照査技術者として配置できる者であること。

ア 地域衛星通信ネットワークに加入する5局以上の地球局（VSATを含み、移動して運用することを前提とするものを除く。）で構成する衛星通信システムの実実施設計業務

イ 国、地方公共団体又は公団等が構築した移動系無線システムの実実施設計業務

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまで及びシの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業概要調書

ウ 業務実績調書

エ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票

オ 役員等に関する調書

カ 使用印鑑届

キ 印鑑証明書

ク 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

c 県内に居住する個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

コ 2の(9)～(12)に掲げる要件を満たしていることを証する書類の写し

サ 作業実施計画書

シ 誓約書

ス コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る。）

(2) (1)に掲げる書類の内官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 申請時点で有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格又は和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務入札参加資格を有する者にあっては、当該資格を有することを証する書類の写しの提出をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからウまで、オ、カ及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年6月9日（火）から同月25日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の9時から17時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。また、同じものを和歌山県役務調達等公開システムに掲載する。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年6月16日（火）17時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年6月9日（火）から同月23日（火）までの県の休日を除く日の9時から17時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和2年6月22日（月）17時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書又は一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書を令和2年6月24日（水）までに郵送により送付する。

なお、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、令和2年7月9日（木）17時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3021700 939	グループホーム Rise	紀の川市貴志川 町尼寺343-5	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	合同会社まある	岩出市西野176-7	令和 2.6.1

和歌山県告示第792号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書添付別紙のとおり
(変更後) 縦覧図書添付別紙のとおり
- 4 変更年月日
令和2年4月1日他
- 5 変更した理由
小売業者の入退店並びに小売業者の住所及び代表者の変更のため
- 6 届出年月日
令和2年5月15日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年6月9日から同年10月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業風呂の谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年6月9日

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年6月10日から同年7月7日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高川町農業振興課

和歌山県告示第794号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和2年5月27日から同年9月30日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町

和歌山県告示第795号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和2年5月27日から同年9月30日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野地先から同郡串本町鬮野川地先まで

和歌山県告示第796号

和歌山県和歌山市森小手穂・寺内・西の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成30年4月1日から令和元年9月24日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市森小手穂・寺内・西の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市森小手穂・寺内・西の各一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第797号

和歌山県和歌山市湊・西浜の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和元年12月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市湊・西浜の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市湊・西浜の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第798号

和歌山県海南市ひや水、上谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和元年12月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市ひや水、上谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市ひや水、上谷の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第799号

和歌山県橋本市賢堂・向副の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市賢堂・向副の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県橋本市賢堂・向副の各一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第800号

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成31年3月5日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市宮崎町の一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第801号

和歌山県有田市野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成31年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市野の一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第802号

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成31年2月27日まで

- 3 成果の名称
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第803号

和歌山県新宮市高田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月25日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市高田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市高田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第804号

和歌山県紀の川市中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成31年1月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中津川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第805号

和歌山県紀の川市切畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から令和元年9月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市切畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市切畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第806号

和歌山県紀の川市北勢田・神通の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年2月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市北勢田・神通の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市北勢田・神通の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第807号

和歌山県紀の川市神通の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市神通の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市神通の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第808号

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から令和元年11月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第809号

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から令和元年11月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第810号

和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年1月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第811号

和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡紀美野町

2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和2年1月14日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町毛原下の一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第812号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成29年4月1日から令和元年12月3日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区

5 認証年月日

令和2年5月28日

和歌山県告示第813号

和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成29年4月1日から平成31年3月20日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第814号

和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月2日から平成31年3月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第815号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第816号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第817号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年5月28日

和歌山県告示第818号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、紀の川水系貴志川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部海南工事事務所及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第819号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3514	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字芝ノ前1番1の一部、1番6の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和	6.00	37.99
			2.5.28	6.00	29.60

和歌山県告示第820号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3519	海南市重根字丁通り31番の一部、32番1の一部、43番2の一部、44番1の一部、水路	海南市大野中1056番地103 橋中雅巳	令和 2.5.28	6.00	101.95

和歌山県告示第821号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務

(2) 業務の内容

和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年6月9日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）及び（10）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

(10) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びシの書類については代表者が、サの書類については2の(9)及び(10)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからコまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 使用印鑑届

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

サ 2の（9）及び（10）の要件を満たすことを証する書類の写し

シ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のウからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のアからウまで及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年6月12日（金）から同月24日（水）の県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあつては、令和2年6月24日（水）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和2年6月29日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第822号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ貸借業務

(2) 業務の内容

和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年6月9日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であつて、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）及び（10）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、

これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

- (10) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びシの書類については代表者が、サの書類については2の(9)及び(10)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからコまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 使用印鑑届

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ク 役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあつては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

サ 2の(9)及び(10)の要件を満たすことを証する書類の写し

シ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のアからウまで及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年6月12日（金）から同月24日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあつては、令和2年6月24日（水）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和2年6月29日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第823号

県立学校無線LAN環境整備委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

県立学校無線LAN環境整備委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 落札者を決定した日

令和2年5月25日

4 落札者の氏名及び住所

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

5 落札金額

353,210,000円（うち消費税及び地方消費税の額32,110,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和2年4月14日

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和2年3月1日以降無効とする。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
10リットル券	農業	和歌山県 1575532 ） 1575535	4枚	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	和歌山県税事務所	令和2年3月1日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務

(3) 業務の内容

和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 賃貸借期間

令和2年9月1日から令和7年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和2年和歌山県告示第821号に規定する和歌山県立中学校学習者用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

令和2年6月30日（火）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年6月30日（火）午前9時までまでに和歌山県教育庁教育総務局総務課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Installation, lease and maintenance of computers for the Prefectural junior high school

students, 1 set

(2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 30 June 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:00 a.m. 30 June 2020)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3641

FAX 073-432-4517

e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ賃貸借業務

(3) 業務の内容

和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 賃貸借期間

令和2年9月1日から令和7年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和2年和歌山県告示第822号に規定する和歌山県立特別支援学校学習者用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和2年6月9日（火）から同月17日（水）までの午前9時から

午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

令和2年6月30日（火）午前11時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年6月30日（火）午前9時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Installation, lease and maintenance of computers for the Prefectural special support school students, 1 set

- (2) Time limit for tender :

11:30 a.m. 30 June 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:00 a.m. 30 June 2020)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan
TEL 073-441-3641
FAX 073-432-4517
e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和2年6月5日付け和歌山県報第112号和歌山県告示第788号中

ページ	誤	正
6	令和2年6月5日から同月20日まで	令和2年6月5日から同月19日まで